

# 第2次入間市公民館基本計画

(令和4年度～令和8年度)

**～みんなの学び合いと交流で築く  
豊かな地域社会を目指して～**

【公民館が目指す地域の将来像】



入間市教育委員会

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> . . . . .	1
1 計画策定の目的 . . . . .	1
2 公民館の法的根拠 . . . . .	1
3 公民館を取り巻く社会等の変化に対する認識 . . . . .	1
(1)第3期教育振興基本計画（国） . . . . .	2
(2)中央教育審議会答申 . . . . .	2
(3)第3期埼玉県教育振興基本計画 . . . . .	4
(4)第6次入間市総合計画及び入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略 . . . . .	4
(5)第3期入間市教育振興基本計画 . . . . .	4
(6)地区センター化と公民館 . . . . .	4
<b>第2章 公民館の課題</b> . . . . .	7
1 公民館利用者等アンケートから見える課題 . . . . .	7
2 公民館関連課・所等へのヒアリング調査から見える課題 . . . . .	8
3 公民館事業等の現状と課題把握のための各館調査から見える課題 . . . . .	8
4 入間市公民館基本計画に基づく点検評価から見える課題 . . . . .	8
<b>第3章 基本方針</b> . . . . .	9
1 公民館が目指す地域の将来像 . . . . .	9
2 基本理念 . . . . .	9
<b>第4章 施策の展開</b> . . . . .	10
1 基本目標、重点施策及び主な取組 . . . . .	10
2 計画の実現に向けて . . . . .	13
(1)住民主体の公民館運営 . . . . .	13
(2)公民館職員の資質の向上 . . . . .	13
(3)利用しやすい施設づくり . . . . .	13
(4)計画の進行管理 . . . . .	14
3 計画の期間 . . . . .	14

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

入間市では、公民館の将来像や活動方針、運営組織のあり方などを検討し、平成29年度に第1次入間市公民館基本計画を策定しました。この計画は、住民の主体的な公民館活動の促進を図るために、5年間を期間とし策定したものでした。

令和3年度をもって計画の期間は満了しましたが、日々急速に変化する社会の中で、公民館にはこれまで以上に学習と地域づくりの拠点としての機能強化が求められています。

こうしたことから、第1次計画に引き続き第2次入間市公民館基本計画を策定し、公民館運営の基本方針、基本目標、重点施策を明らかにし、住民の学びと地域活動の一層の振興を図るものです。

## 2 公民館の法的根拠

社会教育法第20条では、公民館の設置目的を「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定しています。

同法第22条では、公民館の事業を「定期講座を開設すること」「討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること」「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」「体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること」「各種の団体、機関等の連絡を図ること」「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」と規定しています。

## 3 公民館を取り巻く社会等の変化に対する認識

我が国は、少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化など大きな変革の中にあり、貧困問題、地域における担い手の減少、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、さまざまな課題に直面しています。特に、人生100年時代を迎え、新たな社会の姿として Society5.0<sup>\*1</sup>の実現が提唱されるなど、更なる大きな社会の変化が訪れようとしています。

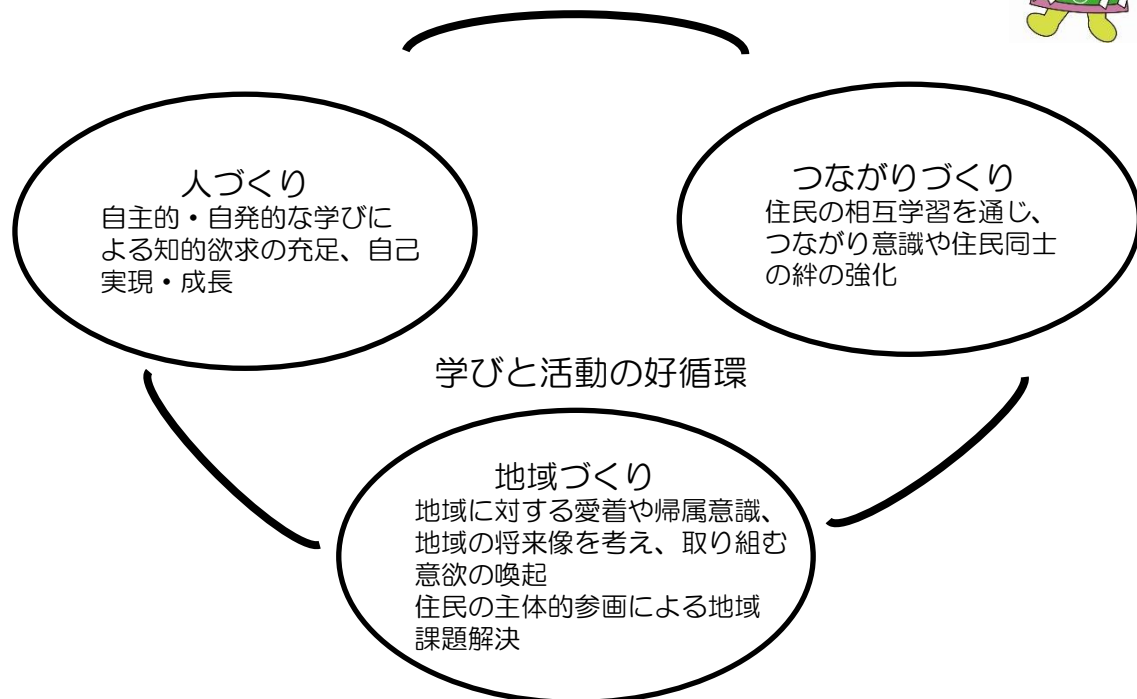
(1) 第3期教育振興基本計画（国）

平成30年6月に閣議決定された国の第3期教育振興基本計画には、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つに、「生涯学び、活躍できる環境を整える。」が掲げられています。その中の目標「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」において、今後の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進を図る必要があると示されています。

このことから、これからの公民館は、住民が生涯を通じて学び、地域で活躍できるような環境づくりに取り組むなど、今まで以上に地域づくりに視点を置いた公民館運営が求められているといえます。

(2) 中央教育審議会答申

平成30年12月の中央教育審議会の答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、地域における社会教育の意義と果たすべき役割として「『社会教育』を基盤とした、人づくりつながりづくり、地域づくり」が示され、新たな社会教育の方向性として「開かれつながる社会教育の実現」が掲げられました。今後は、SDGs<sup>※2</sup>に向けた取り組み等、持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として、地域運営に主体的に関わっていくことが重要であり、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことができる生涯学習社会<sup>※3</sup>の実現へ向けた取り組みが必要とされています。また、公民館には、地域の学習拠点としての役割に加え、地域コミュニティの維持と発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割の強化が求められています。そして、これまで公民館が培ってきた地域との関係を活かしながら、地域の実情に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれるとされています。



中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」より

- 
- ※1 日本が提唱する未来社会のコンセプトであり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会を指しています。
  - ※2 SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール（開発目標）から構成されています。
  - ※3 「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

(3) 第3期埼玉県教育振興基本計画

令和元年度から令和5年度を計画期間とする第3期埼玉県教育振興基本計画では、基本理念「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を掲げています。社会の変化を正確に予測することが困難なこれからの時代においては、主体的に社会に関わり、多様な人々との交流を通じて、新たな価値を創造し、人生や社会の未来の切り拓くことのできる力が求められるとしています。この計画で掲げている基本理念は、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様な学び（「豊かな学び」）で、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指しています。

(4) 第6次入間市総合計画及び入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成29年度から令和8年度までを計画期間とする第6次入間市総合計画では、10年間の行政運営において、「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を目指しています。また、平成27年度に策定された「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、「元気な子どもが育つまち」をテーマに掲げ、施策の展開を図ることとしています。

(5) 第3期入間市教育振興基本計画

令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第3期入間市教育振興基本計画では、「豊かな人間性の育成」を教育行政の理念に据え、市民一人ひとりがさまざまな学びを通じて充実した生活を送り、さらには暮らしやすい地域づくりに向けて積極的に関わっていけるように、「学びと実践があふれるまち」をテーマに施策展開を図り、市政運営の方向性につなげていくとしています。

なお、第3期入間市教育振興基本計画における施策の重要な方向性として、「夢の実現に向けた学校教育の充実」「地域との連携と生きる力の育成」「学びと実践による地域づくり」の3点が設定されています。

(6) 地区センター化と公民館

令和3年度中に策定見込みの入間市地区センター整備計画では、地区センターは、公民館機能、支所機能、自治振興支援機能、防災拠点機能、福祉総合相

談窓口機能、地域包括支援センターといった6つの機能を備えた各地区の拠点となる施設であるとされています。

したがって、公民館は、地区センター移行後も、引き続き、地域における社会教育の推進拠点としての役割を担っていきます。

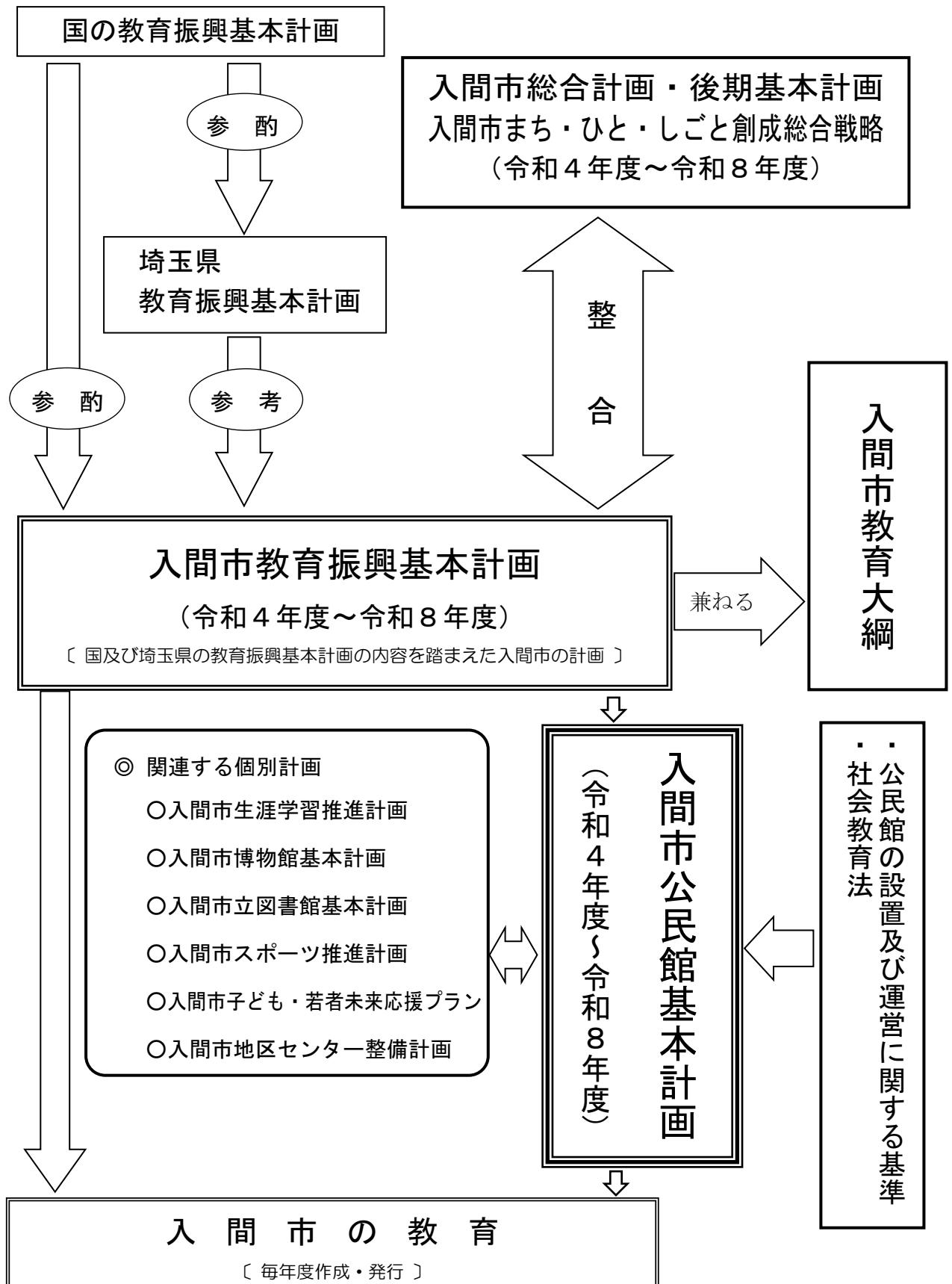
なお、この計画では、現在ある13館のうち9館は、令和5年4月から一斉に地区センターへと移行し、残る4館（高倉公民館、久保稻荷公民館、二本木公民館、藤の台公民館）については、地区センター分館として令和10年度まで会議室や活動室の提供を行うなど、地域における市民の活動の場を確保し、社会教育関係団体の活動を維持していくとしています。また、施設の改修及び更新については、「公共施設マネジメント事業計画」に基づいて、順次行うとしています。

注) (5)は、計画策定中の原案を記載しています。また、(6)は、計画策定中の素案を記載しています。いずれも、変更等があった場合には、修正します。



▲公民館事業（子ども創作教室）の様子

○計画の位置づけ





## 第2章 公民館の課題

### 1 公民館利用者等アンケートから見える課題

- (1) 公民館事業は、多様なニーズに応じて企画立案することが重要です。そのために、住民のニーズや地域課題を的確に把握すること、また、学んだことを住民の暮らしや地域づくりに生かすことができるようにテーマを設定することが重要です。
- (2) 公民館職員は、専門性を高めるとともに、積極的に地域住民とコミュニケーションを図り、住民の多様なニーズや地域情報を的確に把握することが必要です。
- (3) 公民館施設は、誰もが安全で安心して利用しやすくなるようにバリアフリー化が必要です。また、老朽施設の改善及び打合せ等に気軽に利用できるフリースペースの拡充に対する要望が高くなっていることから、施設の改修、建替えの際には、ユニバーサルデザイン化も含め、対応をしていく必要があります。



▲公民館事業（講座）の様子

## 2 公民館関連課・所等へのヒアリング調査から見える課題

- (1) 関連課・所等の多くが公民館との共催による学習機会の提供を望んでいることから、関連課・所等との連携を深め、共催での学習事業の実施を進める必要があります。
- (2) 関連課・所等が担当する公共的・公益的な地域活動団体が抱えている会員の高齢化、会員数の減少、役員のなり手不足等の課題は、公民館が抱えている課題と共通していることから、関係団体が抱える課題を関連課・所等と公民館が連携して解決していく取り組みが必要です。

## 3 公民館事業等の現状と課題把握のための各館調査から見える課題

- (1) 学習機会の提供では、人権教育、環境保全、安全・安心な地域づくり、男女共同参画社会に関する事業の実施が少なく、幅広い現代的課題をテーマとした学習事業を、バランスよく企画・実施する必要があります。
- (2) 家庭教育支援拠点としての役割を果たすため、赤ちゃんサロンや子育て広場等の開設、青少年のボランティア体験事業の実施が必要です。

## 4 入間市公民館基本計画に基づく点検評価から見える課題

- (1) 公民館は、地域づくりを促進するため、コーディネート力を高める必要があります。
- (2) 公民館は、掲示板や SNS 等さまざまなメディアを活用して、情報提供の充実を図る必要があります。
- (3) 地域の関係団体の連携・協働を促進する必要があります。

## 第3章 基本方針

### 1 公民館が目指す地域の将来像

～みんなの学び合いと交流で築く豊かな地域社会～

### 2 基本理念

公民館は、地域の拠点施設として、以下の基本理念に基づいた公民館運営を推進し、入間市における社会教育の中核的役割を担っていきます。

#### ◎地域から親しまれ信頼される公民館

公民館は、誰もが気軽に立ち寄りたくなる明るい雰囲気を持つとともに、教育機関としての専門性を発揮し、住民の要望や相談に的確に対応します。

#### ◎住民や地域に必要な学びを提供する公民館

公民館は、住民同士が生活課題や地域課題を解決するために、自立・協働・創造に向けて主体的に学ぶことができる、多様で魅力的な学習機会を提供します。

#### ◎地域づくりを促進する公民館

公民館は、コーディネート力を発揮し、住民同士が絆を結ぶことができるように支援することによって、地域づくりを促進します。

## 第4章 施策の展開

### 1 基本目標、重点施策及び主な取組

#### 【基本目標1】人づくり

##### 重点施策1－(1) 暮らしを豊かにし、地域を活性化する学びの提供

###### 《主な取組》

- ①住民の生活の向上に役立つとともに、学んだことが地域活動等に生かせるよう、現代的課題<sup>※4</sup>を中心とした学習事業を企画実施します。
- ②学習事業は、関係団体・機関等と連携・協働し、それぞれの専門性を生かした質の高い学びを提供します。

##### 重点施策1－(2) 住民の主体的な学びの支援

###### 《主な取組》

- ①住民が自発的に公民館で企画する教室・講座の開催を支援するため、「(仮称)住民自主企画教室・講座等提案制度<sup>※5</sup>」を創設します。

#### 【基本目標2】つながりづくり

##### 重点施策2－(1) 学習情報、地域情報の提供

###### 《主な取組》

- ①公民館だより、掲示板やSNS等さまざまなメディアを通じて、学習機会に関する情報に加え、今後は地域活動に関する情報も発信し、住民の学習活動や地域活動への参加を促します。また、公民館ロビー等に「(仮称)地域活動団体紹介コーナー<sup>※6</sup>」を新設し、人と人、人と団体、団体と団体を結びます。

---

※4 健康づくり、子育て、安全安心な暮らし、高齢社会、環境問題、人権問題、障害者福祉、貧困問題、情報格差、伝統文化の継承等。

※5 住民が自発的に公民館で企画運営する教室・講座の開講を支援し、住民による住民のための学びを促進する制度。開催場所は各公民館とし、教室・講座の内容としては、公民館の教室・講座として相応しいものであれば、ジャンルは問いません。(営利目的は不可)

## 重点施策2－（2）学習や活動の成果を発表する機会の提供

### 《主な取組》

- ①共に学び合う住民や団体が日頃の成果を発表し、交流を通じてつながりを深める機会として、文化祭をはじめとしたイベント等を開催します。

## 重点施策2－（3）情報交換の場の提供

### 《主な取組》

- ①利用者懇談会を開催し、公民館利用者の情報交換の機会を提供します。また、地域で活動する多様な団体等の連携、協働を促進するために、「（仮称）公民館地域活動関係団体情報交換会議<sup>※7</sup>」を新設します。
- ②利用者や住民が気軽に打合せ等ができるオープンスペースの拡充など機能向上に努めます。



▲文化祭

---

※6 各公民館に地域で活動する団体の活動紹介コーナーを設置し、活動団体の情報を発信することで、人と人、人と団体、団体と団体を結ぶことを目指し、これにより地域づくりを促進します。紹介の対象となるのは、自治会、母子愛育会、子育て広場、子ども食堂、高齢者サロン等、各公民館対象区域内において公共的活動を行う団体で、紹介を希望する団体とします。

※7 各公民館で活動する団体等により、日頃の公民館活動における課題等の解決に向けた情報交換や協議する場を設置することで、団体等の連携、地域活動への協働を促進することを目的とした会議。情報交換をする団体としては、自治会役員等の地域住民、公民館文化協会、地区スポーツ協会、PTA、子ども会、母子愛育会、子ども食堂、高齢者サロン等を想定しています。

## 【基本目標3】地域づくり

### 重点施策3-（1）地域ぐるみの子ども・子育て支援の促進

#### 《主な取組》

①子育て・家庭教育支援事業、世代間交流事業、子どもの居場所づくり事業等、住民や団体が実施する事業を共催等で実施し、地域活動を促進します。公民館では、子どもに関わる学習や活動から地域活動の気運を高めていき、住民同士の連携、協働の輪を防災や福祉活動等につなげていきます。

### 重点施策3-（2）地域活動の促進

#### 《主な取組》

①子育て広場、子ども食堂、高齢者サロン等の活動を新たに始めたい住民を支援するため、「(仮称)地域活動団体誕生応援制度<sup>※8</sup>」を創設します。  
②地域と学校が連携・協働し、地域の教育力の向上を図るために、「地域学校協働活動<sup>※9</sup>」の体制整備について検討していきます。



---

※8 子育て広場、子ども食堂、高齢者サロン等地域住民を対象に行う事業を地域住民が新たに設立する場合に、その設立や活動を支援する制度で、これにより住民の主体的な地域活動への参加を促進します。

※9 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う、さまざまな活動です。

## 施策の体系一覧



基本目標	施策
1 人づくり	(1) 暮らしを豊かにし、地域を活性化する学びの提供
	(2) 住民の主体的な学びの支援
2 つながりづくり	(1) 学習情報、地域情報の提供
	(2) 学習や活動の成果を発表する機会の提供
	(3) 情報交換の場の提供
3 地域づくり	(1) 地域ぐるみの子ども・子育て支援の促進
	(2) 地域活動の促進

## 2 計画の実現に向けて

### (1) 住民主体の公民館運営

住民主体の公民館運営を図るため、公民館運営に住民、利用者、公民館運営審議会の意見を適切に反映させるとともに、公民館運営委員の協力により、住民の要望に即した公民館事業を企画実施していきます。また、住民主体の地域づくりを基本に、地域コミュニティの維持と持続的発展を促進する公民館運営を目指します。

### (2) 公民館職員の資質の向上

公民館職員は、地域課題の解決に住民と共に取り組み続けるとともに、市が作成している職員研修計画に基づき、具体的に研修計画を策定し、効果的な研修に取り組むことによって、公民館職員に求められる資質や教育機関の専門的職員としての能力向上に努めていきます。

### (3) 利用しやすい施設づくり

利用者の誰もが安全で安心して利用できるよう、老朽化が進む公民館施設を「入間市公共施設保全計画」に基づいて改修・修繕を行うとともに、引き続きバリアフリー化に取り組みます。また、施設の建替えの時期に合わせて、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

#### (4) 計画の進行管理

本計画の重点施策の達成度合いを、毎年度、点検・評価します。この点検・評価をより効果的に行うため、適正な評価指標を設定します。

なお、点検・評価は、公民館運営審議会等の協力をいただきながら、達成度が低い施策については、課題や改善のための具体的な方策を点検・評価書に明記するなど、業務管理サイクル（PDCA サイクル）に基づく進行管理を行っていきます。

### 3 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）





第2次入間市公民館基本計画（令和4年度～令和8年度）

発行日 令和4年2月

発行 入間市教育委員会

編集 教育部中央公民館

〒358-0003 入間市豊岡三丁目10番10号

Tel 04-2964-2413

Fax 04-2964-2863

e-mail [ir818000@city.iruma.lg.jp](mailto:ir818000@city.iruma.lg.jp)